



2019年5月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 岩 手 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 田 口 幸 雄
(コード番号 8345 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 合 企 画 部 長 佐 々 木 泰 司
(T E L 0 1 9 - 6 2 3 - 1 1 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社岩手銀行（頭取 田口 幸雄）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月21日開催予定の第137期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

経営基盤の健全性の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と更なる企業価値の向上を図るため、監査等委員である取締役の員数を1名増員し、4名以内から5名以内へと変更するものです。

2. 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。 2. 当銀行の監査等委員である取締役は、 <u>4</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。 2. 当銀行の監査等委員である取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月21日（金）

定款変更の効力発生日 2019年6月21日（金）

以 上